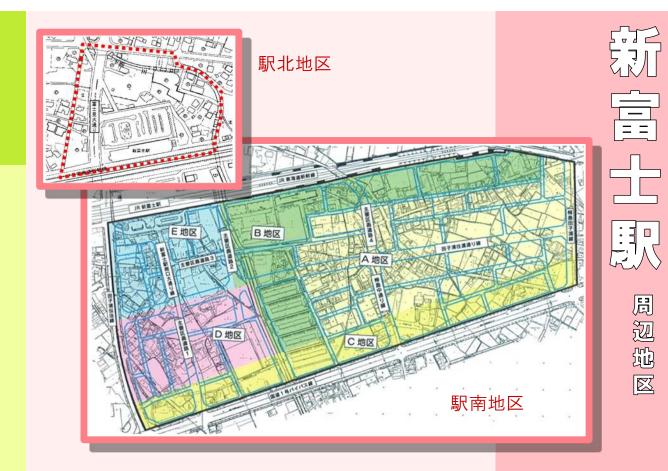


景観形成型広告整備地区

●新富士駅周辺地区2
●中央公園周辺地区3 ・・・富士中部地区 ・・・富士市役所周辺地区
●第二東名IC周辺地区3
●富士駅前地区4
●富士見台住宅団地地区4
●青葉台小学校南地区5
●岩松北小学校周辺地区6
●富士山フロント工業団地地区7
●国立公園の区域8
●景観上重要な道路の沿道9 ・・・青葉通り ・・・富士見大通り ・・・国道469号線 ・・・本市場大渕線
●色彩指針11
●景観形成型広告整備地区規制図13



地	×	整備基準
		• 自家広告物以外の広告物 禁止
		•屋上広告物 禁止
	A地区 (二住)	広告塔の高さ 12m以下
		・一事業者等の表示面積 合計20㎡以内(野立てを除く)
		・色彩指針に示す基準を指導基準とする
駅	- W-	自家広告物以外の広告物 禁止
南	B地区 (二住)	屋上広告物 禁止
地	AT	・色彩指針に示す基準を指導基準とする
区	C地区	• 屋上広告物 <mark>禁止</mark>
	(準住)	・色彩指針に示す基準を指導基準とする
	D地区	• 屋上広告物 <mark>禁止</mark>
	(二住)	・色彩指針に示す基準を指導基準とする
	E地区	• 屋上広告物 <mark>禁止</mark>
	(商業)	・広告面の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下
駅		・広告塔の高さ10m以下、面積1面15㎡以内 合計30㎡以内
北	116577-1-	・広告板の表示面積 合計15㎡以内
tth	地区内 全域	•屋上広告物 禁止 (富士山の眺望を阻害する恐れが少ないと市長が認める自家広告物を除く)
		・壁面広告の表示面積 壁面の1/10以内(又は15㎡以内)
X		・広告面の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下



※重要路線沿線の整備基準についてはP9をご覧ください。

第二素名に

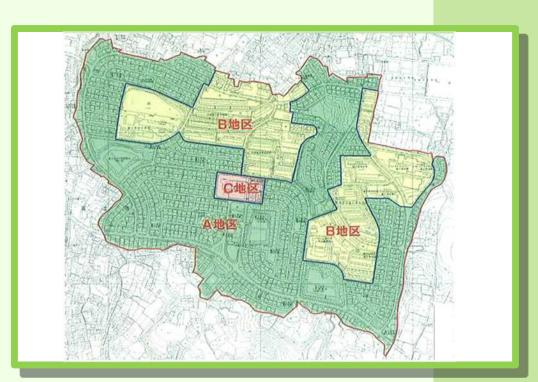
周辺地区



地区	整 備 基 準
	・本地区内にある施設以外の施設のための案内図板等 禁止(ただし、公共性のあるものを除く)
地区内全域	広告塔の高さ 10m以下
	・色彩指針に示す基準を指導基準とする
C地区	• 屋上広告物 <mark>禁止</mark>

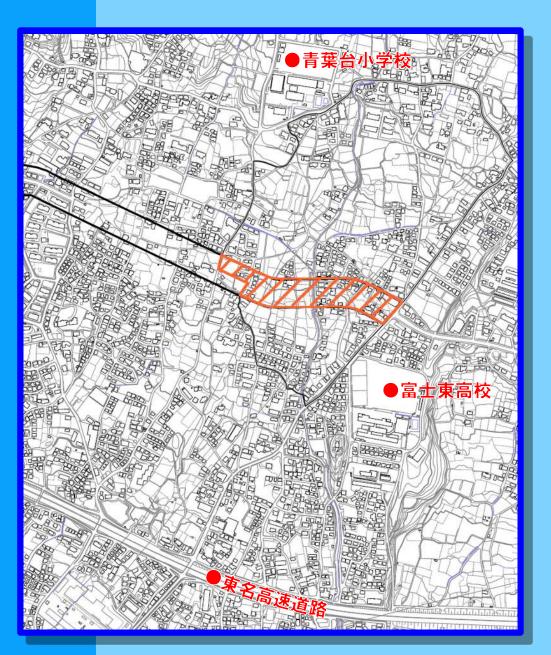


地	×	整 備 基 準
地区内:	全域	• 色彩指針に示す基準を指導基準とする
الالإضاعاد	土以	・一事業者の表示面積が10~20㎡のもの 設置等の際に届出(手数料は不要)
交流拠点	5 #M CZ	・自家広告物 <u>以外</u> の広告物 禁止
文派拠点	서비스	• 屋上広告物 禁止



	地区	整 備 基 準
	地区内全域	・本地区内にある施設以外の施設のための案内図板等 禁止(ただし、公共性のあるものを除く)
1	地区内主线	・色彩指針に示す基準を指導基準とする
	B地区	広告塔の高さ 10m以下

.



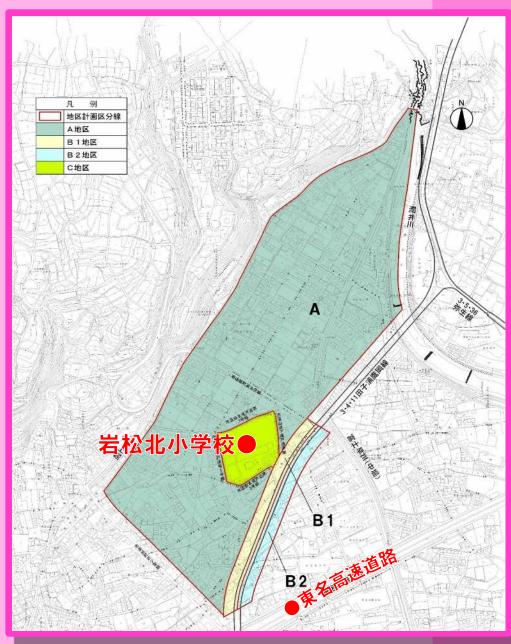
「青葉台小学校南地区計画」が変更となり、あわせて「都市計画道路左富士臨港線」の 道路端から30mの区域において用途地域が、「第一種低層住居専用地域」から「第一種 中高層住居専用地域」となりました。

このことにより、「富士市屋外広告物条例」による規制地域が「第1種特別規制地域」から「第2種特別規制地域」となりました。

しかし、周辺の環境を考慮し、同地区計画B地区の地区整備計画において、「屋外広告物は、富士市屋外広告物条例で規定される第1種特別規制地域の許可基準に適合していなければならない。」としています。

このことから、同地区計画B地区を新たに屋外広告物条例第7条第1項による「景観形成型広告整備地区」に指定し、地域の特性に応じ、特に良好な景観の形成を図ることが必要な区域として、富士市屋外広告物条例に上乗せして規制の強化を行います。

地	区	整	備	基	準
		屋上広告物の1面の面積を60㎡以内 →	30m	似内に	制限
地区内	全域	屋上広告物の高さを7m以下 → 5m以	下に制限	Ę	
		野立て広告塔の高さを15m以下 → 1	T以mO	に制限	Ę



「岩松北小学校周辺地区計画」の指定に伴い、良好な住宅地及び住宅地に配慮した沿道工業地の形成を目指すため、同地区計画A地区、B1地区及びB2地区を新たに屋外広告物条例第7条第1項による「景観形成型広告整備地区」に指定し、地域の特性に応じ、特に良好な景観の形成を図ることが必要な区域として、富士市屋外広告物条例に上乗せして規制の強化を行います。

地 区	整備基	準																																																													ı	É	Ĺ	į	į	į	į	Ħ	ŧ	X,	Ž	S	200	200	200	200	200	ż	3
A地区	・色彩指針に示す基準を指導基準とする																																																																																
ARE	・建築物と屋上広告を合計した高さ 10m以下に制限																																																																																
	・色彩指針に示す基準を指導基準とする									_	_																																																																						
B1地区 B2地区	・建築物と屋上広告を合計した高さ 10m以下に制限																																																																																
22,68	・広告塔の高さ 15m以下 → 10m以下に制限																																																																																

岩松北小学校

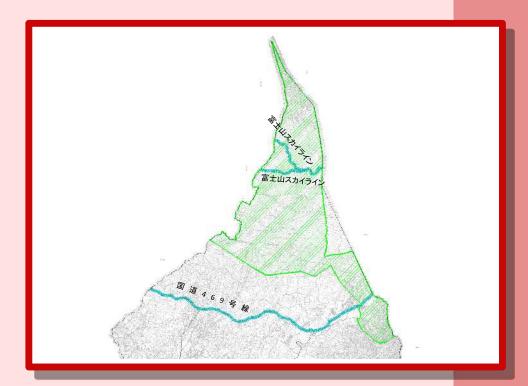
周辺地区

富士宮市 大淵中学校 大淵第一小学校 ・ 中野保育園 ・ 新東名高速道路

■屋外広告物の基本方針

富士山フロント工業団地地区計画により、富士山麓および駿河湾など周囲の自然環境と調和した工場及び流通業務施設等に配慮した景観形成を保つため、屋外広告物については、整備基準を示すことにより、景観形成の誘導を図ります。

地区	<u>K</u>	整備基準
		・色彩指針に示す基準を指導基準とする
地区内全地	域	 屋上広告物 禁止
8	,	・広告塔の高さ 10m以下



■屋外広告物の基本方針

富士市屋外広告物条例に基づく規制区域のうち、国道469号線沿線の一部及び富士山スカイラインの沿線(全区間)が国立公園の区域となっています。市条例では第1種特別規制地域となっていますが、自然公園法に基づく許可の基準のほうが厳しい基準となっています。

国立公園の風致を維持するため、国立公園の区域内を、景観形成型広告整備地区に指定し、富士市屋外広告物条例の許可の基準を、自然公園法の許可の基準に合わせることとし

0

区域

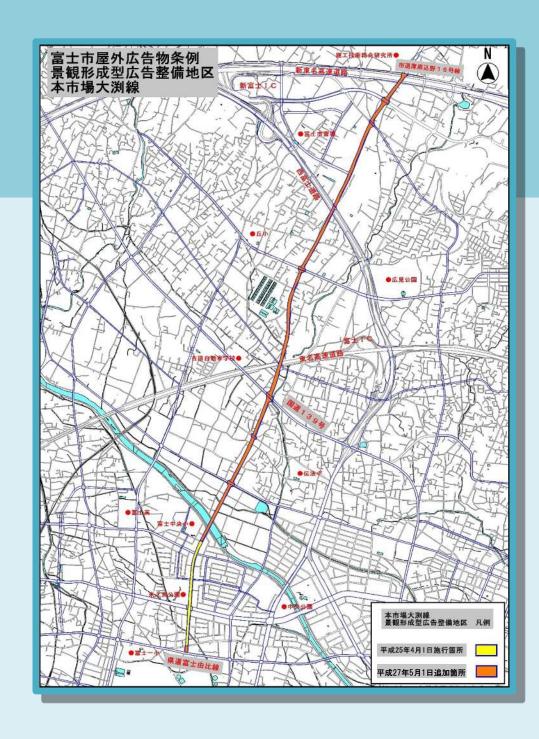
見過しままな道路の治道





路線	整備基準
	【錦町交差点~ロゼシアター前交差点の区間】
青葉通り	・広告塔の高さ 10m以下
沿道	・広告面の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下
	・広告塔、広告板、道標、案内図板等の脚柱 ダークブラウン
	【柳島日東交差点~国道139号線との交差点の区間】
富士見大通り 沿道	広告塔の高さ 1 Om以下
70.2	・ <u>富士山を望む方向の広告面</u> の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下
*	【富士市内の区間】
国道	・広告塔の高さ8m以下、面積1面15m以内
469号線	・広告板の面積 合計15㎡以内
沿道	・広告面の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下
	・広告塔、広告板、道標、案内図板等の脚柱の色 ダークプラウン

※<u>富士山を望む方向の広告面</u>:南から北に向かって移動する方向を中心に、左右90°の範囲で視認可能な広告面



地	区	整備基準
		【富士中部地区計画区域の区間】
本市場	大渕線	(H27年から県道富士由比線との交差点~市道厚原込野16号線との交差点に延長)
沿	道	・広告塔の高さ 10m以下
		・ <u>富士山を望む方向の広告面</u> の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下

※<u>富士山を望む方向の広告面</u>:南から北に向かって移動する方向を中心に、左右90°の範囲で視認可能な広告面

9

■屋外広告物の地色と表示色の考え方

屋外広告物の色彩は、屋外広告物の地色(ベースカラー)と表示色(アクセントカラー)に 分けて考えます。

地色は周囲の景観やまち並みにできるだけ調和するものとしますが、表示色は事業者が定めているカラーシステムを尊重していきます。

 〇地
 色
 (ベースカラー)
 ・・・広告物の地となっている最大の割合を占める色

 〇表示色
 (アクセントカラー)
 ・・・文字やマークなど広告物を表示する色

 地色に対して小さな面積の色

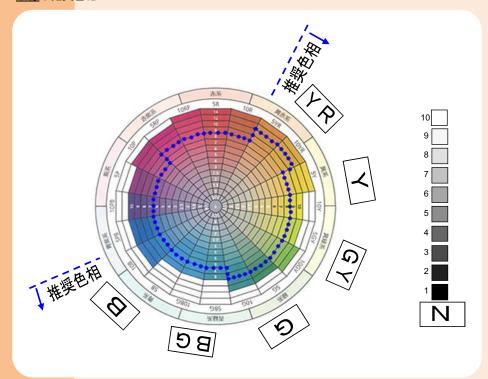
■地色の基準

地色(ベースカラー)は、地域色との調和を考慮して、派手な原色は避け、できる限り彩度 を低くしましょう。

地の目安として、彩度を下表の値以下とし、広告物の表示面積の2分の1以上の面積において下表の色彩を使用することとしましょう。

適用部位	色相	明度	彩度
	<u>YR</u>		10以下
+h& (1 /0NL)	<u>Y</u> , <u>GY</u> , <u>G</u> , R, RP	担告したし	8以下
地色(1/2以上)	<u>BG</u> 、 <u>B</u> 、PB、P	規制なし	6以下
	N		(無彩色)

※下線は推奨色相

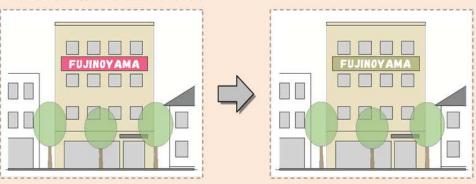


■表示色の基準

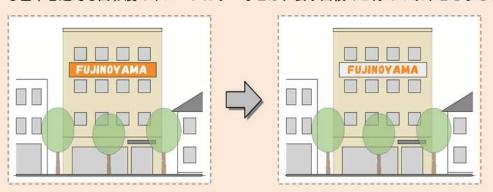
表示色(アクセントカラー)は、事業者のカラーシステムの色や、小さな面積の文字などで用いる鮮やかな色彩などで、上記基準外の色彩も使用可能とします。 また、蛍光塗料や金銀塗料は原則として使用しないようにしましょう。

■屋外広告物の配色方法

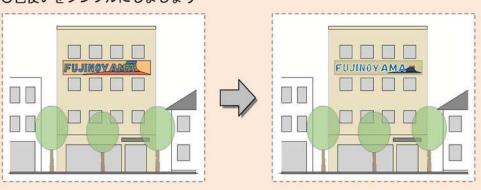
〇地色を落ち着いた色にしましょう



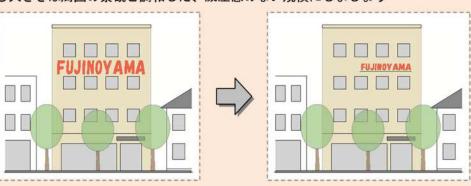
〇基準を超える高彩度のイメージカラーなどは、表示面積の2分の1以下としましょう



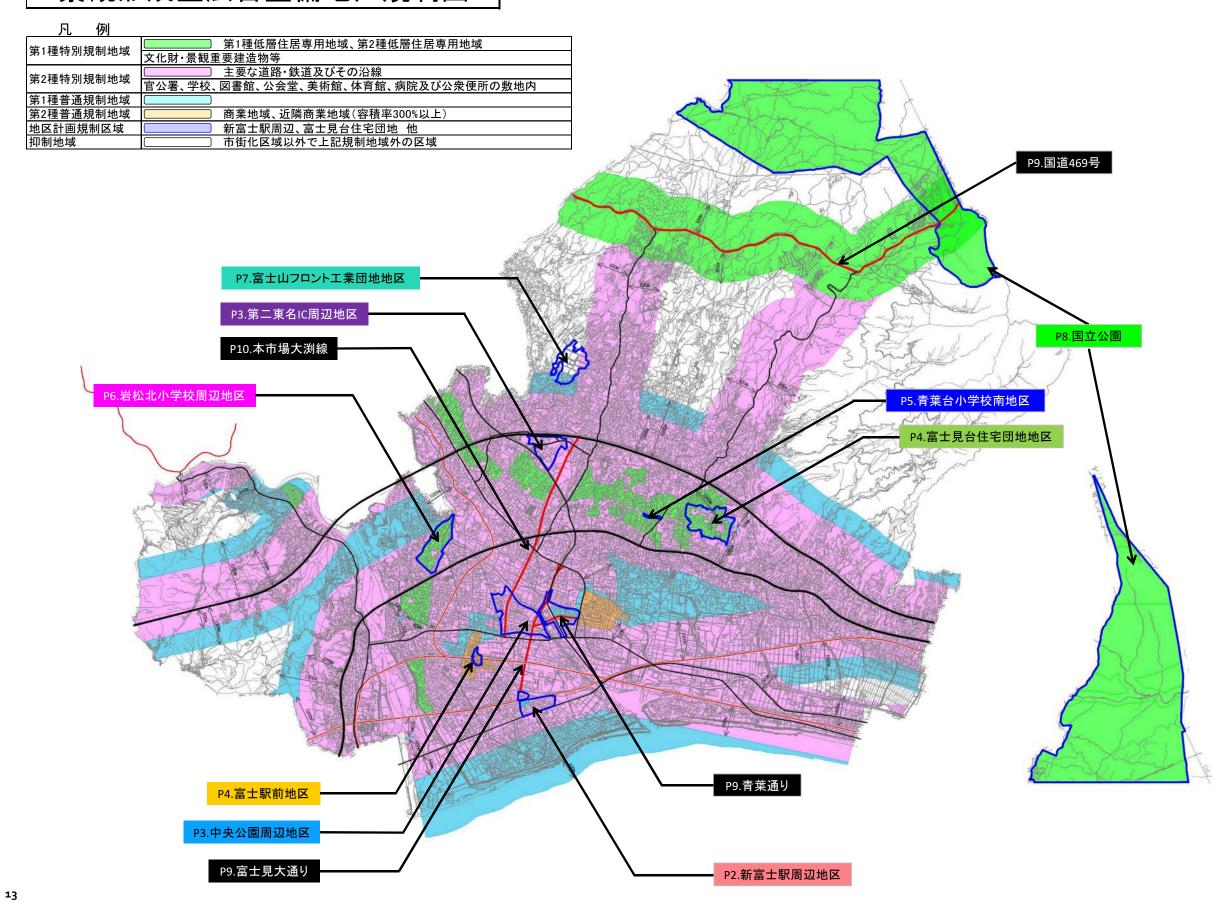
O色使いをシンプルにしましょう



〇大きさは周囲の景観と調和した、威圧感のない規模にしましょう



景観形成型広告整備地区規制図



14